

令和7年12月25日

各組合員 様

愛知県薬剤師国民健康保険組合

保険料額納入証明書およびリーフレットの送付について

表題の件につきまして、下記のとおり送付させていただきます。
よろしくお願いいたします。

記

1. 保険料額納入証明書
2. リーフレット「子ども・子育て支援金制度が始まります」

愛知県薬剤師国民健康保険組合

電話052-228-0910

愛知県薬剤師国民健康保険組合 保 険 料 額 納 入 証 明 書

記号番号：〇〇
事業主組合員 〇〇 〇〇 様

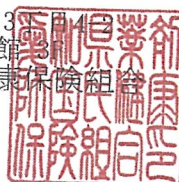
令和7年中 国民健康保険料納付額

納付済額	〇〇〇〇 円
------	--------

令和7年12月24日

上記のとおり証明いたします。
ただし、令和7年中 において納付された
国民健康保険料について記載しております。
この証明は確定申告時の保険料納付証明
等にお使い下さい。

名古屋市中区丸の内3丁目4番1号
愛知県薬剤師会館3F
愛知県薬剤師国民健康保険組合



愛知県薬剤師国民健康保険組合にご加入のみなさまへ

令和8年4月から

「子ども・子育て支援金制度」が 始まります

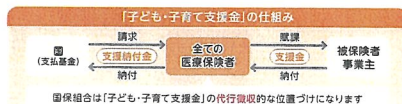


子ども・子育て支援金制度とは、こども未来戦略(2023年12月策定)の「加速化プラン」における少子化対策を強化するために、全世代・全経済主体で子ども子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。



開始時期について

令和8年4月より、保険料とあわせて子ども・子育て支援金のご負担をお願いいたします。みなさまからお預かりした支援金は、子ども・子育て支援給付金として国に納付することになります。



導入にあたって

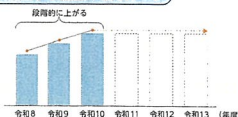
- 子ども・子育て支援金は、子ども・子育て世帯向けの地方のみに充てられるものであり、従来納めていただいていた保険料とは区分された仕組みです。医療分や後期高齢者支援金分、介護分などに活用することはありません。国保組合は、あくまで国の代わりに徴収し、納付するだけとなります。なお、後期高齢者組合員の方については、後期高齢者医療広域連合が徴収します。
- 支援金は、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に引き上げられます。
- 支援金の賦課上限があります。
- 子どもがいる世帯の負担が増えないように、18歳未満の子どもへの徴収はありません。

保険料の区分

医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分

子ども・子育て支援金分

支援金率・支援金の導入イメージ



「子ども・子育て支援金」の使われ方については、裏面をご覧ください。

愛知県薬剤師国民健康保険組合

☎ 052-228-0910